



第19回

所得稅・相続稅
ダブル非課稅の活用を！

個人事業主は、法人に比べて節稅策に制約があります。法人では、退職時に退職金の支払いができますが、個人事業主にはありません。

1. 支払い退職金の扱い

① 一般退職に伴い支給される退職金

一般退職手当等の場合は、(一般退職手当等の収入金額÷退職所得控除額)×1/2が課稅対象となります。尚、退職所得控除額は、勤務年数により異なります。(最低80万円)

② 死亡退職に伴い支給される退職金

支給される死亡退職金から相続稅の非課稅財産として(500万円×法定相続人数)を差し引いて相続財産に加算します。

2. 小規模企業共済の活用

『小規模企業共済』という自營業者等のための、退職金積み立て共済制度があります。地主さん等自營業者について、共済金が勤務先の退職金と扱われ、退職金に適用される有利な稅制を使えるようになります。

地主さん等自營業者(副業での賃貸業は対象外)が、掛金を毎月積立て、引退時や死亡時にそれまで積立てた共済金を受け取ります。

稅務上では退職金として扱われ、死亡時なら「死亡退職金の非課稅枠」の対象となります。(稅理士 光廣 昌史)

◆ダブル非課稅の效果

掛金7万円を20年間かけた場合

所得稅	課稅所得900万円超の場合 (所得稅+住民稅 43.693%) 84万円(年間掛金)×43.693%=36万円 →36万円×20年=720万円 → 節稅
死亡退職金の支給	7万円を20年間掛けると、1,680万円の掛金總額、受け取る共済金は約1,950万円。 法定相続人が、3人とすると、1,500万円の非課稅。
效果	所得稅で720万円の節稅となる。 死亡退職金で1,500万円の非課稅枠が使える。

◆掛金月額が70,000円の場合の受け取り額

掛金納付年数	掛金合計額	共済金A	共済金B	準共済金
20年	16,800,000円	19,504,800円	18,611,600円	16,936,500円
30年	25,200,000円	30,436,000円	29,482,600円	26,829,180円
共済事由		◎個人事業の廃止	◎老齡給付(65歳以上で180カ月以上掛金を納付した方)	◎個人事業主が配偶者又は子に事業の全てを譲渡
稅法上の取扱い		退職所得扱い		

解約手當金…任意解約した場合、掛金納付月数に応じて、掛金合計額の80%~120%相当額がお受け取りいただけます。掛金納付月数が、240カ月(20年)未滿の場合は、掛金合計額を下回ります。(一時所得扱い)

◆小規模企業共済の加入の概要

加入できる方	建設業、製造業、運輸業、不動産業、農業、サービス業(宿泊業、娯樂業に限る)	常時使用する従業員の数が20人以下の個人事業主または会社の役員
	商業(卸売業、小売業)、サービス業(宿泊業、娯樂業を除く)	常時使用する従業員の数が5人以下の個人事業主または会社の役員
加入できない方の一例	上記に該当する個人事業主が営む事業の經營に携わる共同經營者(個人事業主1人につき2人まで)	
	配偶者などの事業専従者(ただし、共同經營者の要件を満たしていれば共同經營者として加入が可能。)	
掛金	給与所得者が、副業的にアパート・マンションなどを經營している場合	
	会社などの役員とみなされる方(相談役、顧問その他実質的な經營者)であっても、商業登記簿謄本に役員登記されていない場合	
掛金	掛金月額	掛金月額は、1,000円から70,000円までの範囲内(500円単位)で自由に選択可能
	納付方法	毎月の掛金は、預金口座振替での払込み。また、掛金の払込方法(払込区分)は「月払い」「半年払い」「年払い」から選択可能。

—稅務上の取り扱い—

掛金は稅法上、全額を小規模企業共済等掛金控除として、課稅対象となる所得から控除できます。尚、掛金は、共済契約者ご自身の収入の中から払い込んでいただきますので、事業上の損金または必要經費には算入できません。



株式会社オフィスミツヒロ
光廣稅務會計事務所

〒730-0801 広島市中区寺町5番20号
TEL 082-294-5000 FAX 082-294-5007
お申込みはHPから
URL / http://www.office-m.co.jp/

平成26年第1回實務講座/經理基礎編 『經理實務の基礎』

經濟環境が激變して、会社に必要な利益を確保し、繼續繁榮させることが難しくなっている昨今、經理の重要性が増してきています。當講座は、従来の經理實務の基礎から、經理實務の集大成というべき決算書のしくみまでを理解して頂ける内容で構成し、全5回シリーズで開催します。また、經理が經營戰略とどのように関係しているかといったポイントも加えて解説しますので、今後の經營戰略を構築する際にお役立て頂ければ幸いです。新任經理担当の方はもちろんのこと、經理業務を再確認されたい方など、皆さまのご参加を心よりお待ちしております。

- ◆日時 平成26年5月15日(木) 13:30~16:30
- ◆講師 取締役・CFP 中野 一弘
- ◆会場 てらまちビュー空槽(12階)
広島市中区寺町5番20号 広島城南リバーサイドビルD

- ◆参加費 1,000円(稅込)
- ◆定員 18名
- ◆お問合せ 株式会社オフィスミツヒロ
総合企画部/下田・利田